

修立地区 地域づくり懇談会 議事録

1 日 時 平成28年10月12日（水） 19:00～20:40

2 会 場 修立地区公民館

3 出席者 地元出席者 37名
市側出席者 14名

深澤市長、羽場副市長、河井総務部長、高橋防災調整監、田中中核市推進局長、久野地域振興局長、国森農林水産部長、綱田都市整備部長、尾室教育委員会事務局長、渡邊秘書課長

<事務局>福島協働推進課長（司会）、岡本協働推進課課長補佐、酒本協働推進課主任、北村協働推進課主事

4 中核市移行についての説明

（中核市推進局長）※チラシに基づき説明

5 都市計画マスタープランについての説明

（都市整備部長）※チラシに基づき説明

6 地域の重要課題について

1 災害時の避難場所等について

<地域課題>

1. 避難場所としての修立地区公民館の整備について

地震等の災害時、修立地区自主防災会では、修立地区公民館に第1次災害対策本部を設置したいと考えているが、電線が切れ、水道等が止まった場合はどう対応すればよいのか。

現在、発電機1個と必要な備品を地区の積立金で購入するよう準備を進めているが、本部としての機能を発揮するための手立てとして、こんなことでは全く不十分であり苦慮しています。

鳥取市としてのお考えをご指導いただきたい。

<担当部局の所見等>

【防災調整監】

地域防災力を向上するため、修立地区において、拠点施設となる地区公民館の機能強化を図られようとしていることに感謝します。

本市が避難所の指定を行うにあたっては、既存の建物や場所が、地震や洪水などの災害の種類に対して適用性がある施設かどうかを基準に指定しており、避難所に指定するために新たな施設の整備を行うものではありません。

なお、ライフラインの復旧については各事業者において対応いただくこととなりますが、水の確保については、水道局が給水車による給水を行うこととなります。

また、ライフラインが途絶し、復旧に時間がかかるような場合は、修立小学校などの別

の場所に避難していただくことになります。

(防災調整監)

修立地区の自主防災会が日頃から様々な取り組みを行っておられることについて、改めてお礼申し上げます。

避難所は、既存建物であること、また、例えば地震であれば耐震化がしてあるか、洪水であれば浸水想定区域外にあるかといった災害の種類に応じた適応性を基準として指定することとしています。避難所として指定するため新たな施設整備を行うことはありません。

停電時や断水時などにおけるライフラインの対応については、電気であれば電力事業者において対応いただきますし、断水時は水道局の給水車による給水や、市が保存している水等で対応します。ライフラインについては、災害発生時には速やかに復旧していただくこと、そして日頃から体制を整えていただくこととして、鳥取市地域防災計画の中でも示しています。また、電力事業者である中国電力とは覚書を締結しており、停電が発生した場合にどれくらいで復旧するかといったことを速やかに知らせていただくことになっています。

復旧が長引く状況であれば、修立地区公民館以外の避難所に移っていただくこともあると思います。ちなみに、市の災害対策本部は本庁舎に設置することになっていますが、本庁舎が使用できない場合には駅南庁舎を利用するといったことも、あらかじめ地域防災計画の中に定めていますので、修立地区公民館についても、使用できない場合の次の手段を考えて準備することも必要ではないかと思います。

(地元意見)

災害の規模等によって避難所が決まるのは当然ですが、山の手体育館には何も備蓄がありません。全ての備蓄は修立小学校の体育館にありますし、非常電話も小学校にあります。仮に山の手体育館が一時的な避難場所になったとしても、ほとんど機能できません。

一時避難所に避難するようという避難勧告等は、どういう判断で発令するのでしょうか。例えば、一時避難所に避難していて、避難が長引きそうなら様子を見て修立小学校に移動するといったことはできないと思います。実際に何人の人が避難してくるか分からないし、災害の程度によっては、その人達がそこに何時間いるか分からないからです。

だから私は、修立地区であれば修立小学校が第一次だと思っているのですが、間違っているのでしょうか。

(防災調整監)

「指定緊急避難場所」は緊急に避難していただく所で、山の手体育館も修立小学校も指定しています。その時の災害の状況などに応じ、どちらに避難していただくかは変わります。例えば、地震が発生した時に、耐震性に問題のある施設を避難先とすることは不適切ですので、指定緊急避難場所の一覧に「山の手体育館」とあっても、必ず山の手体育館に避難していただくということではありません。

また、物資は修立小学校にコンテナで置いています。修立地区公民館には毛布を保管しており、その他の物資は、市の集中備蓄の中から必要に応じて届けることとしています。

(地元意見)

山の手体育館はあくまでも待ち場所という位置付けなら分かりますが、建物の構造の問題や環境の問題を考えると、修立地区の数千世帯もの皆さんの避難場所は、やはり修立小学校ではないかと思います。

(防災調整監)

地区によっては、待ち場所、一時集合場所などの形で考えている地区もあります。修立小学校は全ての災害に対して適応性がありますので、修立小学校に避難していただければ、想定される災害に対しては適応性があり、安全であるということになります。

(地元意見)

地区公民館も山の手体育館も、避難してよい建物なのですか。建物の補修はいつできるのですか。

災害がいつ起きるか予測つくのですか。誰も予想はつかないと思います。修立小学校に避難しなさいと言われても、足が悪ければ行けないではないですか。他人事みたいに思われると困るのですよ。これだけ北海道から沖縄まで地震が発生している地震国なのに、認識がないのですか。都市計画マスタープランという大きな計画を立てていますが、いつ起こるか分からない人命にかかわる問題が、最も大切なことではないですか。自分が条件の不利な所に住んでいたとして、全く意に介しませんか。市の幹部の皆さん、どう思いますか。私は非常に怒りを感じます。

(深澤市長)

お怒りだとのことですが、災害が、いつ、いかなる時にどのようにやってくるのか、予想はできません。そして被害をゼロに抑えることも、残念ながら難しいわけです。よって日頃から備えをしていくしかないと考えていますので、まずそこをご理解いただきたいと思えます。

第一次という話もありましたが、まず指定緊急避難場所ということで、災害が発生したらとにかく身近にある避難所にできる限りの避難をしていただく、そういうお願いしか我々はできません。

(地元意見)

例えばですが、私は御弓町に住んでいるので、修立小学校は遠くて行けないですよ。

(深澤市長)

「修立地区の方は修立地区の避難場所に避難する」ということではありません。例えば、修立地区の方であっても、地震発生時には修立地区以外の場所におられる可能性もあります。まずは近い所に避難することが原則であることも、ご理解ください。

高齢の方や障がいがある方もおられますので、日頃からの備えとして、そういう方も含めて地域で情報を共有していただき、災害発生時にお互いに助け合っていただく「共助」、

また、自分の身は自分で守る「自助」、こういったことを基本として災害に対応していただくということです。残念ながら、災害発生時に、市が皆様の所に直ちに救助や支援に行かせていただくことは不可能だとお考えいただくしかないと思います。まずは近い避難所を探していただいて避難行動をとっていただくこと、それしかないと思います。

(地元意見)

根本には、修立地区公民館は避難所に指定されているにもかかわらず、山崩れの問題と山の手体育館の保全問題によって危ういということがあるのです。市長の回答のとおり、鳥取市民全員が完全に安全に、ということは我々が考えても考えきれませんので、行政としてどう考えるかということです。

市内には、指定緊急避難場所が何か所かあります。全市域がおおよそ網羅できるよう指定緊急避難場所を指定し、それ以上にきちんとした避難が必要な場合が指定避難所という考え方でまた大きな輪を描くのだと思いますが、回答にある「避難所に指定するために新たな施設の整備を行うものではありません」というのは、修立地区公民館と山の手体育館は直してもらえないということでしょうか。

自分の身は自分で守らなければいけませんので、それを市の責任とは言いません。都市計画マスタープランを作成する時には、輪を描いて市内全域がどこかの輪に当てはまるような図を開示してもらえれば安心だと思います。

(深澤市長)

説明が不十分だったと思いますが、災害発生時におられた場所の近くでまず避難していただくのが「指定緊急避難場所」です。そして、例えば大きな地震が発生した時などに、一定期間、長期間にわたる場合もあります。いわゆる避難所生活を強いられるような場合に指定しているのが「指定避難所」です。例えば体育館など、そこで何日か、あるいはそれ以上にわたって避難していただく所として指定しています。

災害は、いつ何どき起きるか分かりません。現実的に考えると、そういった場合は、とにかく安全な所、例えば高いビルや堅牢な建物があればそちらに緊急的に避難行動をとっていただくなど、そういったことをお願いすることになると思います。

また、避難行動をとっていただくにあたっては、日頃から地域の防災訓練等の中で、「こういう経路で避難すれば安全だし、迅速で的確な避難行動がとれる」ことが確認できるような訓練に取り組んでいただければ大変ありがたいです。危機管理課に「防災コーディネーター」と呼ばれる、皆様と一緒に訓練等に取り組ませていただく職員もいますので、お声がけいただければと思います。

特に大きな災害が発生した場合は、残念ながら、市役所が直ちに支援に向かうことが大変困難な場合もあります。そのためにも、やはり日頃から「自助」、「共助」という考えで防災訓練や防災マップの作成等に取り組んでいただければありがたいです。

また、耐震性に問題がある公共施設も、順次速やかに耐震対応、あるいは老朽化が著しいものについては新築等、こういったことも引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えています。

<地域課題>

2. 避難場所としての鳥取県立鳥取東高等学校の「いざ」という時の対応について

学校等の近くで、周辺住民が災害時に避難場所として利用するよう指定されている掲示を見かけますが、夜間等、いざ災害と避難指示が出た時、県立鳥取東高等学校はすぐ対応していただける態勢が整っているでしょうか。

今まで、これらにかかわることについて一度もお聞きしたことがありません。具体的な指導をお願いします。

<担当部局の所見等>

【防災調整監】

本市では、平成27年8月に各県立高等学校と「災害時における避難所等の利用に関する覚書」を結んでおり、本市からの要請により、災害時に避難所として施設を利用できることとしています。

県立鳥取東高等学校においても、夜間休日等の災害発生などの緊急時開錠の利便性を図るため、地元自治会に対して学校の体育館の合鍵を貸与し、速やかな住民避難が行える体制としています。このことについては、鳥取県教育委員会の取り組みとして、昨年度の鳥取市自主防災会連合会総会でも紹介しています。

なお、合鍵の貸与について希望する場合は、直接、鳥取東高等学校と協議していただくこととなります。

(防災調整監)

平成27年8月に各県立高等学校と覚書を締結しており、災害発生時には市からの要請により、避難所として学校施設を利用できるようになっています。県立鳥取東高等学校も、地元の自治会等に対して体育館の合鍵を貸与し、夜間や休日などに災害が発生した場合には、鍵を開けて速やかに避難できるという内容の覚書を締結しています。

このことは、昨年の鳥取市自主防災会連合会総会と、今年4月に実施した防災指導員研修会などで紹介しています。現在は、湖山地区が県立鳥取緑風高等学校の鍵の貸与を受けています。希望される場合は、鳥取東高等学校と協議していただければ、鍵の貸与が受けられます。



2 山の手体育館の耐震補強整備と専用のトイレについて

<地域課題>

1. 耐震補強整備について

市の調査では、体育館は補強しないと使用不適切とのことだが、現在、県立鳥取西高等

学校の生徒が、自校の体育館が使用できないとのことで、毎日のように使用しています。

危険であれば「使用不可」と学校長に連絡する必要がありますが、どのように対応すべきか、ご指導願いたい。

<担当部局の所見等>

【教育委員会】

山の手体育館は旧修立小学校体育館として昭和39年に建設され、その後、昭和57年に改修を行いましたが、建設から52年が経過しており、施設の老朽化が著しく進んでいます。

また、平成23年度策定の「鳥取市の有する建築物の耐震診断計画」においても、統廃合の検討施設として耐震診断の対象施設となっていませんが、耐震性は満たしていないと判断しています。

使用については、地盤沈下や施設の劣化が激しく外壁等の落下等の危険性を総合的に判断して安全な利用に支障がある場合には、施設を利用中止としており、山の手体育館についても日常利用の安全性に注視しながら管理したいと考えます。

現在、「市民体育館等あり方検討委員会」で、地区体育館の統廃合を含め再整備の基本的方針を検討しており、その方針を受けて、山の手体育館についても本市として今後の施設のあり方の方向性を示したいと考えています。

(教育委員会事務局長)

山の手体育館は旧修立小学校の体育館として昭和39年に建設され、52年が経過しており、老朽化が著しいのはご承知のことと思います。平成23年度に策定した耐震診断計画において、山の手体育館は耐震診断の対象施設となっていませんが、耐震性は満たしていないと判断しています。

施設の使用にあたり、地盤沈下や施設の劣化が激しく外壁などが落下するような危険があるなど、総合的に判断して安全な利用に支障がある場合には、施設の利用を中止しています。実際に、気高町体育館はそのような状況になっています。山の手体育館については、日常利用の安全性に注意しながら管理していきたいと考えています。

現在、市民体育館等あり方検討委員会において、鳥取市全体の地区体育館の統廃合を含めた再整備の基本的な方針を議論していただいています。山の手体育館についても、この方針を受け、本市としての今後の施設のあり方の方向性をお示しできればと考えています。

<地域課題>

2. 専用のトイレについて

災害時の一時避難所に指定されていますが、身体障がい者の方が避難された場合、現在トイレがないため大変なことになります。

地区公民館のトイレを使用すればよいとお考えのようですが、渡り廊下に段差があり、特に夜間の車イスでの使用は、介助員がいても極めて危険を伴うことが予測されます。

事故等のことを考えると、まちづくり協議会としても「一次避難所」と言えないので、困っています。ご指導をお願いします。

<担当部局の所見等>

【地域振興局、防災調整監】

平成26年度に地区公民館トイレ改修を実施し、山の手体育館の利用者にもご利用いただけるようにしています。修立地区公民館と山の手体育館は、どちらも指定緊急避難所に指定されており、高齢者や障がいのある方等については、優先的に地区公民館を避難場所としていただくような対応をお願いします。

また、避難者の障がい等に応じて配慮が必要な場合は、福祉避難所等に移動していただくなどの対応をとることとしています。

(地域振興局長)

平成26年度に修立地区公民館のトイレを改修しており、山の手体育館の利用者にも利用いただけるようにしています。

修立地区公民館と山の手体育館は、どちらも指定緊急避難場所に指定されています。高齢者や障がいのある方等については、優先的に地区公民館を避難場所としていただくような対応をお願いしたいと考えています。また、避難者の障がい等に応じ配慮が必要な場合には、福祉避難所等に移動していただくなどの対応をとることとしています。

3 修立小学校について

<地域課題>

1. 修立小学校全教室の整備について

現在、プレハブ教室を4教室設置して対応されていますが、プレハブ校舎での学習・生活は児童の学習権が十分に保障されているとは言えません。

併せて、プレハブ校舎は既にいっぱい、来年度、再来年度と1クラスずつ学級が増える見込みとのことです。早急に対応をお願いします。

プレハブ教室による「その場しのぎ」の対策では、子ども達に申し訳ありません。義務教育として、行政の責任で、十分な教育環境の整備をお願いします。

この問題については、新校舎の建築の際に先を展望した行政の対応をお願いした経緯がありますが、やはり課題が出たように思われます。

<担当部局の所見等>

【教育委員会】

校舎の増築を検討するにあたっては、将来の児童数推計をもとにして計画する必要がありますが、現状として、平成30年度をピークに、その後減少していくことが予測されています。

また、修立小学校前の旧鳥取三洋電機工場跡地の利用用途もほぼ決まり、宅地分譲やマンション建設のような児童数が大きく増加していくような状況にはならなかったことを受け、平成29年度に設計業務に取りかかり、平成30年度の校舎増築の施工を計画しています。

<地域課題>

2. 修立小学校に学童保育のための専用施設を早急に整備していただきたい。

児童の増加に伴い、放課後児童クラブの人数が増えています。

現在70人以上の児童が、学校終了後も校舎内や校地内で過ごしている状況が続いています。

今後も増加する見込みであり、現在使用している場所だけでは収容が難しくなることが予測されます。放課後児童クラブ専用の施設の建築をお願いします。

この問題については、新しい現在の校舎が建設される時、校舎整備対策協議会で学童保育専用施設を設けていただくよう鳥取市にお願いし、承諾していただいていたにもかかわらず、校舎が完成してみると、いつの間にか変更されていました。

当時、「厚生省から専用施設建設の補助金が出る」と聞いていたのですが、その時以来、納得のいく回答をいただけていません。

人づくりの基盤として大切な義務教育の時代の子どもです。責任を持って、最高の教育環境で教育していただくようお願いします。

<担当部局の所見等>

【教育委員会】

修立小学校放課後児童クラブ「さくらのみち児童クラブ」は、入級児童の増加に伴い、今年度4月に分割を行い、「さくらのみち第二クラブ」を設立しました。

今年度の入級児童数71人中「さくらのみち児童クラブ」で44人、「さくらのみち第二クラブ」で27人の受け入れをしているところです。

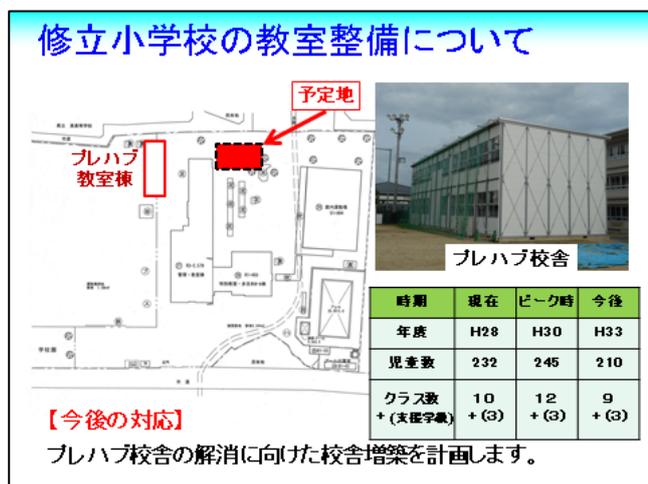
今後、更なる入級児童の増加が見込まれる際は、小学校、保護者と協議を行い、開設場所の検討を進めてまいります。

開設場所については、本市では学校内の空き教室を活用することを基本としており、学校内に確保できない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。平成30年に予定されている小学校増設計画に伴い、不用となる既存のプレハブ教室を児童クラブ専用施設として利用可能か検討してまいります。

また、新校舎における児童クラブの設置の経過については、協議会からの要望に基づき、修立小学校校舎内に設置を行ったところです。特別活動室として表示している施設は、児童クラブとしての利用を考慮して整備を行ったものであり、皆様のお考えに沿った施設を設置したものです。

(教育委員会事務局長)

校舎の増築の検討にあたっては、将来の児童数の推計をもとにして計画する必要があります。現時点では、修立小学校地区の児童数は平成30年度にピークを迎え、その後減少していくという予測を立てています。これは、現在の住民基本台帳上の人数であり、社会的動向による増減は加味していません。



度新しく造る時はどう考えていますか。

(教育委員会事務局長)

現在、修立小学校には特別支援学級も含めて13クラスあります。普通クラスは10クラスです。平成30年のピーク時でも「1学年が100人」というような規模になる可能性は現時点でありませので、各学年に2クラス、最大限12クラスあれば十分間に合うだろうと考えています。現在6クラスが校舎を利用していますので、増築は6クラスが最大限になると思います。増築を5クラスにするのか6クラスにするのかはまだ分かりませんが、このあたりをしっかりと精査しながら、来年度設計にかかりたいと思います。

(地元意見)

さくらのみち第二クラブで、活動場所として図工室等を借りています。今後、どんどん部屋が足らなくなる状況が想定されます。子ども達の放課後の活動場所の確保について、校舎増築までの間、配慮をお願いします。

(教育委員会事務局長)

分かりました。学校ともしっかりと協議したいと思います。

(地元意見)

さくらのみち第二児童クラブで、指導員として働いています。さくらのみち第二クラブでは、当初、水回りの整備を要望していましたが、そういう設備はできないと聞いています。クラブは学校内の多目的ホールを借りて日常生活を送っており、多目的ホールを使用できない日は、図工室を借りています。図工室には水道があるので、図工室が使用できる日は「今日はコップを洗える」などの子どもの声もあります。

これから2年後に新校舎ができることとありますが、その間の2年間、実際生活をしている子どもには不便がありますので、何かしらの対策をお願いできればと思います。

(教育委員会事務局長)

多目的ホールに水回りがないこと及び多目的ホールが他の用事で使用できない時に図工室を使用いただいていることは承知しています。もしそういった条件でよろしければ、どこか使用させてもらえるよう学校と話をしてみてもよいでしょうか。おそらく2年後にはプレハブ校舎で何らかの対応ができると思います。その間は辛抱していただくことになるとは思いますが、また相談させてください。

(担当課補足：学校教育課)

小学校増設計画に伴い、既存プレハブ教室を児童クラブ専用施設として利用する方針であることから、現在の多目的ホールに水道設備を整備することは困難です。

特別活動室「さくらのみち児童クラブ」に整備している水道を共用、もしくは多目的ホール前の収納庫内に整備されている水道を利用いただきますようお願いします。

(地元意見)

最高の教育条件をつくるのは誰か、いくら考えても教育委員会だと思います。建物、教員体制、読み書き、そろばんと同時に、人間尊重の精神を生活の中で具現していく精神力、そういったものを培っていかなければいけません。でも、一番大事なのは教育環境だと思うのです。教室を増築するとの良い情報を聞いて喜んでいますが、学童保育においても「最高の条件で」というのは一緒だと思います。市長は、「ひとづくり、まちづくり」と言っていますが、原点は子どもです。これから我々の後を継いでくれる子どもを大事にしていくよう、我々地元住民もできることは頑張ります。鳥取で育てて鳥取へ帰ってくると言ってくれる子どもを育てるよう、お互い頑張りたいと思いますので、よろしく願います。

(深澤市長)

これはご質問というよりも、むしろご提言といえますか、お話をいただいたと受けとめたいと思います。

今、地方創生ということで、全国の地方自治体、都道府県、市町村が、将来を見据えてまちづくりを進めていこうとしています。国は「まち・ひと・しごと」と言っていますが、鳥取市は「ひと・しごと・まち」と、次世代の鳥取市を担っていくひとづくりを、三本柱の第一に据えています。

「最高の」ということで、まだまだその道のりはありますが、そのことを念頭に、今後もしっかり全庁、教育委員会とも一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

4 修立地区都市計画の提示について

<地域課題>

トスク吉方店の跡地は、遊技場建設を余儀なくされました。

次は、立川の鳥取三洋電機跡地に、修立小学校正面への大規模店舗群の建設が計画されています。2年前の懇談会において市長から、当該土地の用途については売却相手任せとの発言がありました。

鳥取市は、この学園地域をどのような地区にし、大幅な人口減少を食い止めるためにどう役立て、備えようとされているのでしょうか。そのプランをお聞かせ願います。

住民は交通環境の悪化、青少年の健全育成環境の悪化等を懸念するとともに、明るいコンパクトシティプランを望んでいます。

<担当部局の所見等>

【都市整備部】

修立地区は、中心市街地に近接する利便性の高い住宅地としてだけでなく、旧国道29号（県道若葉台東町線）や産業道路など本市の主要道路ネットワークが形成されている地域であることから、沿線エリアでは工場や店舗、飲食店が立地するなど、本市の経済活動の活性化を図る上での多角的な選択肢を残す地域として位置付けています。

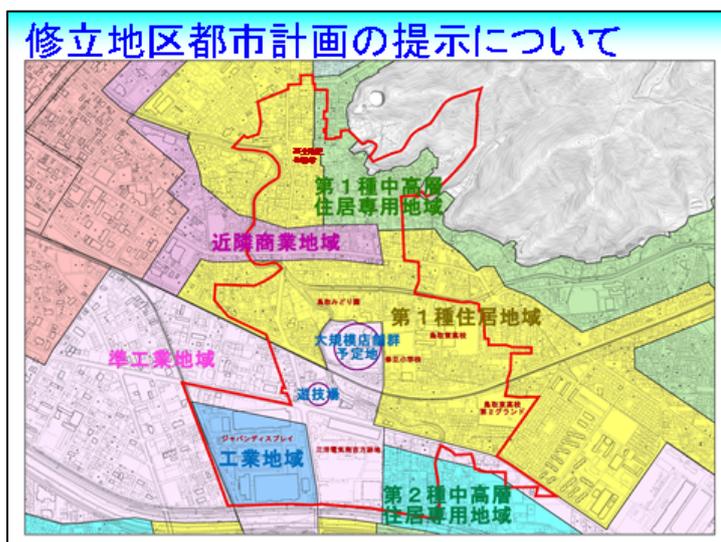
現在本市では、将来の人口減少や高齢化社会の到来を見据え、健康で文化的な市民生活の確保や機能的な都市構造の維持を目指し、都市計画マスタープランの見直しを進めてい

るところです。

修立地区では、中心拠点に近い本市の骨格を形成する市街化区域として、長期的な居住促進や必要な都市施設の確保を進めていくこととしています。

(都市整備部長)

これは都市計画の用途地域の地図です。太い赤字で囲まれた部分が、修立地区です。グリーン色の「第一種中高層住居専用地域」、黄色色の「第一種住居地域」、この2つが住居系の用途を表しています。また、中央辺りにピンクで表示している「近隣商業地域」は、商業系の土地利用を行う地域です。下の方の産業道路沿いや鳥取三洋電機跡地の辺りは「準工業地域」と呼ばれる工業系の用途、そしてジャパンディスプレイがある所は「工業地域」、その右側は「第二種中高層住居専用地域」という住居系の用途です。都市計画上では、修立地区はこのような用途に振り分けられています。



修立地区は、中心市街地に近接する利便性の高い住宅地であり、今後も主に住環境を保全していく地域としています。また、旧国道29号線である県道若葉台東町線や産業道路などの幹線道路沿線ですので、工場などの土地利用に加え、周辺住宅地等の需要に対応した店舗、自動車利用による集客を前提とした店舗や飲食店などの生活利便施設の立地等、経済活動による雇用の創出を可能とする地域として位置付けています。

鳥取市では現在、将来の人口減少や超高齢化社会の到来を見据え、都市計画マスタープランの見直しを進めているところです。修立地区におきましては、中心拠点に近く、鳥取市の骨格を形成する市街化区域として、長期的な居住促進や、生活に必要な都市機能の確保・維持に努めていきたいと考えています。

(地元意見)

地域づくり懇談会が開催されない年に、遊技場ができてしまいました。私の町内です。誰にも止められず、建設の具体的な細部については要望しました。トスク吉方店跡地です。そして、その北に現在、大規模店舗の予定地があります。都市計画図では、そこだけ住居地域に飛び出した形になっています。JR線の北側です。もともとは住居地域でしたが、鳥取三洋電機の工場が進出した際に「準工業地域」にしなければならないとのことで公聴会が開かれ、住民も認めざるを得なかったという経緯があります。今度はそこに大規模店舗が建つのです。

(地元意見)

現在、都市計画マスタープランを策定中とのことですが、いつ完成するのかよく分かりません。完成するまでに、このような店舗ができてしまいます。小学校の真正面に、都市機能を担うものが来てよいという話なら、成人向けの図書やDVDなどが小学校の前で

販売される可能性もあります。そういったものが、都市計画マスタープランを待つことなくどんどん進行していくことに対し、この学園都市をいかに守ってもらえるのか教えてください。

(都市整備部長)

当該土地は、実際には更地になってしばらく経過しています。用途的には「準工業地域」であり、その中で土地利用として建設する施設の種類等について、鳥取市が指定をかけることは、都市計画法上、なかなか難しいところがあります。

その中で、準工業地域の中で建築が許される建物が、土地所有者の意向により建設されるということです。修立小学校の正面ということもあり、建設の計画段階で、通学路の安全対策の観点から、鳥取警察や道路管理者である道路課、交通安全担当などの関係部署を交えて、計画に対する要望や調整を行った経過があります。例えば店舗敷地内に歩道を設ける、当初予定されていた進入路の数を減らす、交通安全上支障のない位置に進入路を極力移動するなどの対応や調整は行っています。

(地元意見)

教育委員会も仕方ないと思っていますか。

(教育委員会事務局長)

教育委員会として、法的にこれをどうこうできるというところまでは考えていません。ただ、市役所内部の連絡協議会の中で、修立小学校の校門前に出入り口が来ないようにするなどの調整は行っています。

(地元意見)

立川町二丁目の町内会長をしています。

修立小学校の前の市道立川南吉方線は通学路ですが、県道から修立小学校の前までは2車線で、そこから先はセンターラインがなく、しかも歩道が狭いです。歩道で対向する者がすれ違おうとすると、どちらかが車道に片足を出すと、車道に出るなどしなければすれ違えない状況です。

大規模店舗南側の県道に面した出口は国府方面から入りづらく、国府方面からの自動車は市道立川南吉方線に入ってくる可能性もあり、周辺は交通量がかなり増えることが想定されます。交通量が増えると通学や通行の環境がぐっと悪化すると思っています。かなり危険だと思いますので、この店舗敷地内のことばかり問題になっていますが、関連する道路についても指導をお願いします。

(都市整備部長)

実際の交通の状況等を確認しつつ、通学路の安全点検等も実施し、過去にもゾーン30の話もあったかもしれませんが、そういったことも選択肢の一つとして、こういった対応ができるのか、また相談はさせていただきたいと思います。

(地元意見)

修立小学校の前の道は、修立小学校だけではなく、県立鳥取東高等学校の生徒もかなり通行しています。大変危険で、今でも、民生委員さんを始めとした地域の皆さんが毎朝のようについていて、子ども達の安全を確保するような状況が続いています。調べてもらえるとのことですので、児童が通る時間から高校生が通る時間も含め、少し幅広く見て対応を検討してほしいですし、相談をしてもらえると地域も安心できます。

(教育委員会事務局長)

子ども達の安全が第一です。先ほども申し上げましたが、店舗の入口の位置を変えることや、歩道拡幅なども依頼しています。そういった分も含め、北側のゾーン30など、いろいろ検討し、相談させてください。

(地元意見)

先ほど教育委員会から、協議会を開いたとか交通安全について関係者でどうのこうのと説明がありました。関係者協議をするのはよいが、修立小学校にどのように話の経過なりを伝えましたか。

私は修立小学校の校長に2年半ほど前からいろいろ尋ねてきましたが、全く聞いてないとおっしゃるのです。ところが、市議会議員は5、6年前からこの計画を全て知っていました。地域の都市計画のこのような大事なこと、しかも小学生から高校生までたくさん子どもが登下校する所です。店舗建設の計画があるという情報があれば、もっと積極的に、地域なり学校に提供してもらわなければいけないと思います。我々地域が、教育委員会や警察や市に対して「おいでください」とお願いして来てもらって話すのは、どうも逆ではないかと思います。市が率先して情報提供するのが、「先取りの行政」ではないかと思いません。

(深澤市長)

5、6年前から計画があったとのことで、私達はそのあたりを十分承知していませんが、情報等を知り得た時点で、地域の皆様や学校等に速やかに情報提供や情報共有をしていきたいと思っています。我々の方で皆様に対して情報提供に少し時間がかかっていたような状況があるとすれば、それは大いに反省していきたいと思っています。

(地元意見)

今後はスムーズに情報をいただくようお願いします。市議会議員はとうに知っていましたよ。私達は何も知りませんでした。それで慌てて大型店舗の業者に依頼し、ようやく説明に来てもらってから情報が分かり始めましたが、その時点では既に我々が口を挟める状況ではありませんでした。お願いしますと頭を下げることしかできません。

こういう問題は、地域の都市計画に関わる大きなことですし、特に店舗が建設されるあの周辺は、旧制鳥取第二中学校や日本で誇った鳥取農林高校があった学園都市、素晴らしい都市だったのです。それなのに、大型遊技場もできました。遊技場を悪く言うわけではありませんが、静かな所で落ちついて学習していた子ども達の教育環境が、1年半の間に

急変することについて心配があるからこそ、情報提供なり子ども達の交通安全等に気をつけてほしいと思います。何か起きてしまったからでは遅いので、先取りして考えてほしいと思います。

7 市政の課題等についての意見交換（フリートーク）

（地元意見）

小学生は校区外で遊んではいけません。道路1本隔てると久松校区と日進校区なので、禰谷神社が近くても遊びに行くこともできません。

山の手体育館横のグラウンドは、以前は地域の子どもの遊び場になっていました。そのグラウンドは現在フェンスを張り、めぐみ保育園が使用していますが、これは税込確保のために市が有償で貸与しているのか、それとも無償で貸与しているのかどちらですか。

また、グラウンドは災害時の避難通路になっていましたが、フェンスで遮断し施錠されると、地区公民館や修立地区体育館に避難するのに大回りしなければいけません。そのあたりを分かった上で、グラウンドを貸与しフェンスを張ったのですか。有償なら言いませんが、無償で貸与しているのなら言いたいです。

（司会）

お尋ねの件については後日確認し、議事録に補足記載させていただきます。

（担当課補足：児童家庭課）

めぐみ保育園は、増加傾向にある本市の保育需要に対応するため、児童福祉法に基づく保育所の設置及び運営を行う目的で、昭和57年に市有地を（社）鳥取福祉会に無償貸付し、その後建物の整備を法人が行って、昭和58年4月に開園し現在に至っているものです。

本市では、平成21年度より「鳥取市立保育園民営化ガイドライン」に基づき、幾つかの公立保育園の民営化を行ってきましたが、その際の土地についても、地方自治法及び本市の条例に基づき、公共的団体（社会福祉法人、学校法人等）が公共の用（保育園、公民館等）に供する場合として、全ての譲渡先法人に無償で貸付を行っています。

また、園庭へのフェンスは園舎の建築時に同時に設置しており、不審者等の保育園への侵入防止と児童の飛び出し等による事故防止のために整備したもので、入口ゲートや園舎玄関の施錠と合わせて行っている防犯・安全対策です。子ども達の安心安全を確保するための措置として、ご理解いただきますようお願いいたします。

（地元意見）

吉方二丁目に住んでいます。県立鳥取東高等学校前を天神川が流れていますが、立川大橋から鳥取東高等学校前辺りには、川の中はかなり大きな木が生えています。もしも豪雨などであの木の所に上流から枝などが流れてきたら、あそこが溢れるのではないかと心配しています。近くに住んでいる人に聞いても、心配しているようです。美観の問題からも、川底にあんなに大きな木があるのを放置しておくのはよくないと私は思います。

（都市整備部長）

天神川は鳥取県が管理する河川です。いただいたご意見は、県の担当部局にお伝えします。

(地元意見)

私は、県立鳥取東高等学校の近くに住んでいます。天神川そのものが県の管轄であることは以前から知っていますが、その周りの桜の木は市の管轄でしょうか。桜の防虫駆除などの案内の回覧を見て市の管轄と理解していますが、合っていますか。

(都市整備部長)

今、明確に把握していませんが、桜の防除等で市から案内しているのであれば、河川は県河川であっても、堤防上の桜は市の管理ということもあるかと思います。また確認させていただきます。

(地元意見)

なぜこのようなことを質問するかというと、天神川土手の桜の木は、約25年前に、天神川の護岸工事で伐採するとの連絡を受けて町内で署名運動を行い、工事の邪魔になる枝は全部伐採して、桜の木を何とか残してもらった経緯があります。現在、約25年が経過して大変見事な桜になっています。残念なのは、古木であるためか防虫が不足しているのか分かりませんが、工事後に植栽した桜が枯れてなくなってしまう、そのまま歯抜けになっていることです。

また、私が少し鳥取を離れていた時のことなので確実ではありませんが、おそらく合併以前は、ぼんぼりをつけて市民の憩いの場として児童や地域住民が散策していました。現在、ぼんぼりは一切つきません。周辺には鳥取こども学園や県立鳥取東高等学校、修立小学校などもあり、皆が新入学の時期の思い出を持っています。桜の木そのものの愛護と植栽の管理、また、歯抜けの部分埋めの上でぼんぼりをつけ、市民の憩いの場として復活させてほしいです。

(司会)

議事録に、いただいたご意見に対する回答を補足記載します。

(担当課補足：都市企画課) 桜等植栽の管理・河川管理について

桜の管理も、河川管理者である鳥取県土整備事務所が行っています。ご意見について確認したところ、下記のとおり回答がありました。

【鳥取県回答】

○植樹については、以下により適切な管理に努めます。

- ・ 通行の支障となる枝の剪定
- ・ 薬剤による害虫の駆除
- ・ 隆起して構造物等に影響を及ぼす根の撤去
- ・ 枯損木の伐採

※桜の補植は現在のところ予定はありません。

○通水の確保のため、河川内の草木や土砂の撤去を実施します。

(担当課補足：観光戦略課) 桜のライトアップについて

桜のライトアップは、鳥取市観光コンベンション協会への委託により、鳥取城跡の二ノ丸周辺とお堀端、袋川右岸堤防で実施していますが、多額の経費が必要なため、例年協賛金を集めて財源としています。

現在のところ、市として新たにぼんぼりを購入・設置することは困難と考えます。

(地元意見)

加えて、天神川にどういうわけか木の根が生えてきて、ヌートリアの棲家になっています。今も1本生えていますが、夏にはそこで食用ガエルが安眠妨害かというほど合唱します。それらも踏まえ、市民も清掃活動をしていますので、天神川をもっとかわいがってほしいです。植栽や管理については、ぜひ議事録等で町内に回覧してほしいです。

(司会)

議事録に、いただいたご意見に対する回答を補足記載します。

(担当課補足：都市企画課) 河川管理者としてのヌートリア等の管理について

河川管理者である鳥取県土整備事務所へ確認したところ、下記のとおり回答がありました。

【鳥取県回答】

ヌートリア等の駆除については、河川管理上影響はないため、河川管理者として対応する予定はありません。

(担当課補足：農業振興課) ヌートリア駆除に対する市の制度について

ヌートリアに関しては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物とされており、地域からの根絶を目標として次のような対策を行っています。

①地域住民による捕獲

特定外来生物に係る講習会を受講していただくことで、誰でも捕獲が可能となります。

(捕獲に必要な箱罟は市が貸与)

②捕獲奨励金の交付

上記①により捕獲した際は、3,000円/頭の捕獲奨励金を交付します。

河川区域内に設置等を検討される場合は、河川管理者にご相談ください。

(地元意見)

9月議会で、ごみ袋に関する質問がありました。市長の答弁では、家庭ごみは減少して

いて、事業ごみは増えたり減ったりしているとのことでした。家庭ごみが減少しているのは、私達市民が一丸となって分別に精を出してきた結果だと思えます。

袋が高いということが言いたいです。3年に一度ほど、料金の見直しがあると聞いています。現在、大の袋が600円、中の袋が400円、小の袋が300円です。買い物をしても、ごみ袋の料金がこたえます。ごみの焼却費に充てるとのことです市民は分別を始め、しっかり取り組み一定量が減りました。無料とは言いませんので、何とか半額なり、もう少し下げるなどしてほしいです。

(深澤市長)

ご意見ありがとうございます。ごみの減量化や分別等にご理解とご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。市民の皆様のご協力により、ごみの減量化は大変進んでいます。

新しいごみ処理施設について、平成18年2月の委員会の答申では、1日360tの処理能力を持つ施設が東部圏域に必要だという計算でしたが、現在は、その2/3の240tの施設でよいということになりました。非常に経費を要する施設ですので、このように大型施設が小型化できたことは市民の皆様のご理解、ご協力の賜物だと考えています。

事業所の皆さんにも協力をいただいておりますが、事業所ごみは家庭ごみと違い、経済活動等が活発になり景気が良くなると、どうしても増加するということがあります。そのあたりもご理解いただき、減量化に協力いただいていると理解しています。

ごみ袋の料金が高いとのことご意見は、持ち帰らせていただきます。0円というのはなかなか難しいですが、少し下げてもよいのではないかとすることは、審議会の中で議論していただけるのではないかと思います。

(担当課補足：生活環境課)

指定ごみ袋の価格につきましては、本年度、鳥取市環境審議会に対して、平成29年度から平成31年度までの3年間の適正価格について諮問を行いました。

審議会からは、家庭ごみの処理原価は上昇が見込まれる一方、家庭から出る可燃ごみの量がほぼ横ばい又は減少傾向にあることから、現行価格は市民の皆様が減量化を行えるものであると判断され、現行価格を据え置くことが適当であると答申をいただきました。

ご意見は、次期審議会において、地域づくり懇談会で出された意見として引き継ぎたいと思います。今後も当市のごみ排出量削減について、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(地元意見)

私の町内に、20年以上誰も住まず放置された空き家があり、ごみ捨て場のようになっています。所有者が分かっているので連絡し、網でも張ってもらおうよう頼みますが、張ってもらえません。地区内には、同様の家屋があると思います。そういう家屋を調査して市に報告したら、家屋の所有者に対し指導することはできませんか。

(都市整備部長)

空き家の中でも、老朽危険空き家については「特定空き家」と位置づけ、所有者を調べ

て維持管理等について指導しているところです。本日いただいた箇所については、後日、現地を確認します。

(地元意見)

地区内に他にもあると思うので、調査してから連絡します。

(担当課補足：建築指導課)

ご相談いただきました空き家（20年前から誰も住まず、ゴミ捨て場になっている）については、現地を確認し、所有者（管理者）に文書で適切な管理をするよう通知しました。

修立地区内の他の空き家につきましては、後日情報提供をいただき、現地確認をし、特定空家等と判断されたものにつきましては、現在、所有者（相続人）を調査している段階です。対象者が明らかとなり次第、文書で適切な管理をするよう通知する予定です。

(地元意見)

鳥取市自治連合会、交通安全の会など、いろいろな会に教育長が出席したことがありません。本日の地域づくり懇談会もですし、平成26年度の時も出席しませんでした。なぜ、生の話を聞く貴重な機会を逃すのか聞きたいです。先日も市の交通安全関係の会で国府町の方から強い声が挙がっていました。出席して生の声を聞いてください。市の教育の最高責任者なのですから、お願いです。

8 市長あいさつ

一言お礼のご挨拶を申し上げます。皆様方には大変熱心に、長時間にわたりご意見、ご質問をいただきました。心から感謝申し上げます。いただいたご意見、ご質問の中には、なかなかすぐには対応できないといった回答をさせていただいたものもありますが、課題としてしっかり受け止め、この場限りではなく、できるところから取り組んでいきたいと思っています。

地域づくり懇談会は2年に一度の開催であり、時間も限られています。また違った形、違った場でいろいろなご意見をいただきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いします。

長時間にわたり、地域づくり懇談会にご参加いただいたことに重ねて感謝申し上げ、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。